

評議員の報酬等に関する規定

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人浦河向陽会（以下「法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1の通り報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が研修、視察等の出張等に関しては当法人旅費規定に基づき旅費を支払うことができる。

(費用弁償等の支給方法)

第3条 費用弁償費等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公 表)

第4条 当法人は、この規程を持って、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬などの支給を基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 評議員の報酬・費用弁償額

- ・評議員会等1回出席につき、5,500円を日当として支給する。
- ・費用弁償費として交通費1kmあたり45円を支給する。(ただし、交通費は最も経済的な経路及び方法に基づいて計算を行う)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。